

エレベーターメーカーへのヒアリング事項及びその回答について

[ヒアリング事項]

I 既設エレベーターの安全対策の現状**○ 製造台数について**

- 問 1-1 機械室を有しないエレベーターの製造台数。
- 問 1-2 機械室を有するエレベーターの製造台数。
- 問 1-3 問 1-2 で回答いただいた製造台数のうち、年代別のロープ式エレベーターの台数。
- 問 1-4 問 1-2 で回答いただいた製造台数のうち、年代別の油圧式エレベーターの台数。

○ 戸開走行保護装置の開発状況について

- 問 2-1 現在開発済み又は開発中のロープ式エレベーターのブレーキの構造。
- 問 2-2 問 2-1 で回答いただいたブレーキの構造のうち、既設エレベーターへの取付けが可能なブレーキの構造。その場合どのような問題点が考えられますか。
- 問 2-3 現在開発済み又は開発中の油圧式エレベーターのブレーキの構造。
- 問 2-4 問 2-3 で回答いただいたブレーキの構造のうち、既設エレベーターへの取付けが可能なブレーキの構造。その場合どのような問題点が考えられますか。

○ 市場のニーズについて

- 問 3-1 顧客に対し、既設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置を促していますか。
- 問 3-2 促している場合、顧客の反応はどうか。
- 問 3-3 促していない場合、今後促す予定はありますか。

○ 戸開走行保護装置の大臣認定に係る軽微な変更について

- 問 4-1 既に大臣認定を受けた戸開走行保護装置について、軽微な変更により再度大臣認定を取り直している事例がありますか。
- 問 4-2 ある場合、それが戸開走行保護装置の価格の高止まりに影響していますか。

○ 戸開走行保護装置の設置価格の目安について（100万円はおおよその目安）

- 問 5-1 機械室を有しないエレベーターについて、同装置の設置は 100 万円以下で可能ですか。
- 問 5-2 可能な場合、設置するためにどのような作業が必要ですか。
- 問 5-3 可能な場合、その台数はどれくらいですか。
- 問 5-4 既設機器の流用ができれば更に安価に設置可能ですか。
- 問 5-5 可能な場合、どのような機器が流用できますか。

- 問5-6 機械室を有するエレベーターについて、同装置の設置は100万円以下で可能ですか。
- 問5-7 可能な場合、設置するためにどのような作業が必要ですか。
- 問5-8 可能な場合、その台数はどれくらいですか。
- 問5-9 不可能な場合、価格の目安はどれくらいですか。
- 問5-10 既設機器の流用ができれば更に安価に設置可能ですか。
- 問5-11 エレベーターそのものを更新した方がよいと判断される場合はありますか。
- 問5-12 ある場合、その考え方について教えてください。

Ⅱ 今後の対応について

○簡易な二重ブレーキ等の開発について

- 問6-1 戸開走行保護装置の設置が高価な場合、100万円以下で安全性を向上させる簡易な二重ブレーキ等の技術開発が可能ですか。
- 問6-2 技術開発が可能な場合、考えられる安全装置の具体的な機能（要件）はどのようなものですか。
- 問6-3 技術開発が可能な場合、開発に要する期間はどれくらいですか。

○簡易な二重ブレーキ等の設置促進策について

- 問7-1 同装置の技術開発に対する何らかの支援措置（補助金等）が必要ですか。
- 問7-2 同装置の実際の設置に対する何らかの支援措置（補助金等）が必要ですか。
- 問7-3 どのような設置促進策が考えられますか。

○戸開走行保護装置に関する基準を告示化することについての見解

- 問8-1 既設エレベーターについては、こういった構造の戸開走行保護装置の設置が多いですか。
- 問8-2 戸開走行保護装置の設置を促進する上で同装置に関する基準の告示化は有効と考えますか。

[エレベーターメーカーの回答]

I 既設エレベーターの安全対策の現状

		三菱電機(株)	東芝エレベータ(株)		
○ 製造台数について					
1-1	機械室を有しないエレベーターの製造台数	(非公開)	(非公開)		
1-2	機械室を有するEVの製造台数	(非公開)	(非公開)		
1-3	(1-2のうち)年代別のロープ式EVの台数	(経過年数) 31年～	(非公開)	(設置年代) ~1980	(非公開)
		21～30年	(非公開)	1981～1990	(非公開)
		11～20年	(非公開)	1991～2000	(非公開)
		～10年	(非公開)	2001～	(非公開)
1-4	(1-2のうち)年代別の油圧式EVの台数	31年～	(非公開)	～1980	(非公開)
		21～30年	(非公開)	1981～1990	(非公開)
		11～20年	(非公開)	1991～2000	(非公開)
		～10年	(非公開)	2001～	(非公開)
○ 戸開走行保護装置の開発状況について					
2-1	開発済み・開発中のブレーキの構造(ロープ式)	当社が現在製造しているロープ式エレベーターについては、すべて常時作動型を採用しており、順次開発・大臣認定取得を推進中です。		常時作動型(ディスク型、ドラム型、シーブブレーキ型) 待機型(ロープブレーキ型)	
2-2	既設EVへの取付可能なものとの問題点	既設エレベーターへのUCMP取付けについては、機種や仕様により対応可否や条件が異なります。新しい機種の中には、比較的軽微な改造工事で取付可能なものもあります。 (例:機械室を有しない規格形エレベーター「AXIEZ」)		新設市場向けエレベーターの戸開走行保護装置は開発を完了し販売を開始している。また、既設エレベーターへの取付けは、大臣認定を受けた範囲の機器(巻上機、制御盤など)へ交換をすることで可能となる。しかし巻上機本体など大型機器交換は、建物への搬出入経路確保、作業時間等で設置が困難な場合がある。	
2-3	開発済み・開発中のブレーキの構造(油圧式)	油圧式を含む既設エレベーターについては、待機型を含め順次検討・開発中です。なお、油圧式エレベーターは現在新規製造しておりません。		常時動作型	
2-4	既設EVへの取付可能なものとの問題点	—		新設市場向けエレベーターへの戸開走行保護装置は開発を完了し販売を開始している。既設エレベーターへの取付けはロープ式エレベーターへの更新を中心に進めている。なお、油圧エレベーターの既設対応については現在開発中。	

		三菱電機(株)	東芝エレベータ(株)
○ 市場のニーズについて			
3-1	顧客に対し、既設EVへの戸開走行保護装置の設置を促しているか	<p>定期検査での既存不適格報告時に併せ、今般の建築基準法施行令改正及びこれに伴う定期検査報告制度見直しの内容を説明のうえ、個別にUCMPの設置を推奨・提案しております。(添付のお客様向けPRシートを参照願います)</p> <p>また、定期検査に先立ち、パンフレットやHPなどでも、事前にお客様へ説明・推奨する取り組みも実施しております。</p> <p>なお、UCMP設置における行政の見解(確認申請の要否、交換を要する機器の範囲・条件など)については、現状、行政庁毎に異なっており、対応に苦慮しております。</p>	<p>リニューアルとしてパンフレットなどで設置を推奨している。その他キャラバンカー、ホームページでの告知を行っている。</p>
3-2	促している場合、顧客の反応	<p>UCMPに限らず、「既存不適格」に関する質問(法的な改善義務等)や既存不適格項目を『指摘なし』とする対応について興味をもたれるお客様は少なくありませんが、設置に向けた具体的な検討においては、費用や工期(エレベーター停止期間)などの問題がハードルとなる場合があります。</p>	<p>戸開走行保護装置を含めた、既存不適格に対応する市場ニーズは高いものの、既存遡及しないという認識や工事期間中のエレベーター停止に対する嫌気から設置に消極的な面もある。</p>
3-3	促していない場合、今後の予定如何	—	—
○ 戸開走行保護装置の大臣認定に係る軽微な変更について			
4-1	既認定品について、軽微な変更により再度認定を取得した事例はあるか	<p>軽微な変更により、大臣認定を取り直した事例はあります。(例:乗り場スイッチなどUCMPを構成する一部の周辺機器の型名追加時など)</p>	<p>機器の変更など、認定を取り直していることはある。</p>
4-2	認定の取り直し戸開走行保護装置の価格の高止まりに影響しているか	<p>販売価格への大きな影響はありません。</p>	<p>認定のために、時間と労力がかかり、今後コスト低減への悪影響が懸念される。</p>

		三菱電機(株)	東芝エレベータ(株)
○戸開走行保護装置の設置価格の目安について(100万円はおおよその目安)			
5-1	100万円以下で設置可能か(機械室なしEV)	大臣認定取得済みのUCMPと同一形式の二重ブレーキを具備している既設エレベーターについては、制御盤の改造を行うことにより、100万円以下の費用で対応できる領域があります。 (例:機械室を有しない規格形エレベーター「AXIEZ」) なお、この対応により、大臣認定品と同一の機器構成となるため、UCMPに関する定期検査項目について、『既存不適格』を『指摘なし』にすることができると思います。(「定期検査業務基準書」にその旨の記載あり)	大臣認定の性能の全てを満たす機器への交換が必要となり、100万円以下で設置はごく一部で可能である。
5-2	どのような作業が必要か		
5-3	100万円以下で設置可能な台数	(非公開)	(非公開)
5-4	既設機器の流用で更に安価にできるか	上記については、既設機器を最大限に流用(制御盤のみの改造)するものであり、現状で考え得る最も安価な方策となっております。	—
5-5	どのような機器が流用できるか	—	—
5-6	100万円以下で設置可能か(機械室ありEV)	比較的新しい機種で、大臣認定取得済みのUCMPと同一形式の二重ブレーキを具備している既設エレベーターについては、制御盤の改造を行うことにより、100万円以下の費用で対応できる場合がありますが、既設台数全体に占める割合は現状では極僅かです。	大臣認定の性能の全てを満たす機器への交換が必要となり、100万円以下で設置は不可能である。
5-7	どのような作業が必要か		
5-8	100万円以下で設置可能な台数		
5-9	不可能な場合、価格の目安	上記以外の場合では、制御盤の改造だけでなく、二重ブレーキを具備した巻上機への取替なども必要となり、100万円以下での対応は難しい状況です。設置された年代も幅広く、機種・仕様も多岐に亘るため、設置に要する費用は様々ですが、既設機器(乗場・かご室)の流用比率を極力高めるなど、お客様の負担軽減に向けて、鋭意開発推進中です。	大臣認定を受けた機器への交換が必要となり、エレベーターそのものを交換するのに近い作業内容と販売価格となる。
5-10	既設機器の流用で更に安価にできるか	—	—
5-11	EVそのものを更新した方がよいと判断されることはあるか	当社としては、設置から概ね20年を経過したエレベーターについては、物理的劣化の対応に加え、現代社会のニーズ(法規対応、バリアフリー、省エネなど)に応えるという観点からも、制御系を中心としたシステム全体の更新をお奨めしております。	エレベーターに対する市場の要求レベル(福祉対策、安全基準、省エネ、意匠性など)は、社会環境の変化により向上する。また、構成する部品の調達も難しくなり修繕に時間を要すこともあり、法定耐用年数(17年)を経過したエレベーターについては、エレベーターそのものの更新(リニューアル)を推奨している。
5-12	ある場合、その考え方		

II 今後の対応について

		三菱電機(株)	東芝エレベータ(株)
○ 簡易な二重ブレーキ等の開発について			
6-1	簡易な二重ブレーキの開発は可能か	簡易な装置を開発したとしても、独立した回路と二重系ブレーキのいずれもが必要で、結果として大臣認定取得要件と同等の装置に帰結してしまうと考えておりますので、現時点では開発を行う計画はありません。 なお、大臣認定品の開発においては、今後もできる限り費用や工期(エレベーター停止期間)の縮減に向けて鋭意努力いたします。	可能である。
6-2	考えられる安全装置の具体的な機能はどのようなものか	—	シングルブレーキの機種を二重ブレーキ化することは可能である。(法的手続きについては考慮せず)
6-3	開発に要する期間	—	平成23年夏頃までを目安に、一部機種において可能である。(法的手続きについては考慮せず)
○ 簡易な二重ブレーキ等の設置促進策について			
7-1	技術開発に対し、支援措置(補助金等)は必要か	UCMPの技術開発に関しては、メーカーの当然の責務であり、補助金等の支援は特に必要ありません。	要求仕様内容を確認した上で活用を検討する。
7-2	設置に対し、支援措置(補助金)は必要か	UCMPIに限らず、現行法規に適合した安全装置の設置はエレベーターそのものを更新することによって、安全性が向上するものについては、何らかの支援措置(補助金等)を設けることで、普及促進に繋がると考えます。	所有者に対して必要と考える。補助金による支援により、利用者の需要喚起につながるため。(戸開走行保護装置設置に対する補助金制度があれば、設置が促進される。)

		三菱電機(株)	東芝エレベータ(株)
7-3	どのような設置促進策が考えられるか	<p>・既設エレベーターの一部機器を改造によって、機器構成が大臣認定品と同一になるものについては、確認申請等の手続きを不要とし、UCMPに関する定期検査項目は『既存不適格』を『指摘なし』とする運用の全国統一をお願いしたい(ただし、改造内容について、「いつ、誰が、何を、どのように」改造したのか等履歴管理のルール化、定期検査時の構成機器チェック方法の統一が必要です)。</p> <p>・UCMPの設置に伴う手続きの合理化・迅速化及び運用方法の全国統一化をお願いしたい。</p> <p>・UCMPの大臣認定手続きの迅速化・簡素化(含む、認定機関の対応)をお願いしたい。</p> <p>(例)</p> <p>①過去に大臣認定を取得している型式について、軽微な変更が生じた場合に簡易に変更手続きが出来る仕組み。</p> <p>②過去に大臣認定を取得している型式と同一構造、同一仕様範囲内の機種については、同型式の継続認定として簡易手続きが出来る仕組み。</p> <p>・エコポイントなどの普及促進に向けた支援措置(含む、エネ革税制の範囲拡大等)をお願いしたい。</p>	<p>公的に性能、品質を証明(製品面、据付面の両面)するものが必要と考える。公的証明を付すことにより、安全性向上の一定の基準が確保できるほか、公的証明を補助金申請の要件とすることで、官民一体となった対応が可能になる。</p>
○ 戸開走行保護装置に関する基準を告示化することについての見解			
8-1	既設EVについて、どのような構造の戸開走行保護装置の設置が多いか	回答「2-1」～「2-4」参照	新規設置の場合、常時作動型のディスク型、エレベーターそのものの更新(リニューアル)の場合、常時作動型のシーブブレーキ型が多数である。
8-2	告示化は、戸開走行保護装置の設置促進に有効か	<p>大臣認定制度は、UCMPの安全性・信頼性を担保するという観点からも有効な制度であり、大臣認定そのものが普及を妨げる主要因になっているとは必ずしも言えないものと考えております。仮に、告示化するとしても、大臣認定の評価等において確認されているUCMPの安全性・信頼性に関する必要要件の全てを告示に記載・網羅することは非常に難しいと思われまます。</p> <p>また、告示化に基づき設置されたUCMPの機能・性能について、大臣認定と同等の確認・検査することは難しく、必要要件を満たしていない装置であった場合、エレベーターの安全性が損なわれるという懸念があります。</p> <p>まずは、大臣認定の手続きの更なる迅速化・簡素化など、運用面の改善が有効であると考えます。</p> <p>なお、安全性・信頼性が担保されることを前提に、第三者機関による認定(自主認定)などの制度を新設するというのも一案として考えます。</p>	告示化は有効だが、公的に性能、品質を証明(製品面、据付面の両面)するものが必要と考える。

エレベーターの定期検査による「既存不適格」の指摘について

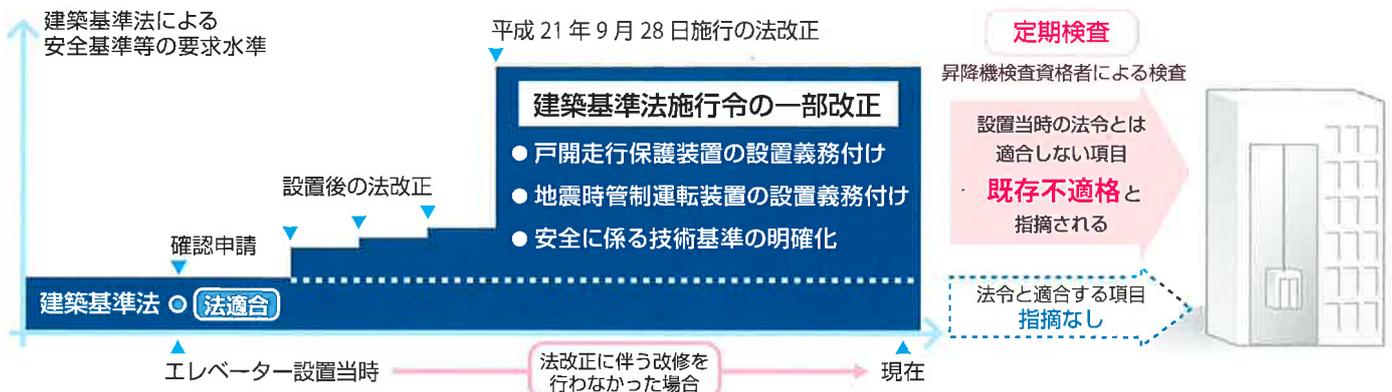
安全装置と関連対策のご紹介

(小規模建物用小型エレベーター および ホームエレベーターを除く)

平成 21 年 9 月 28 日 建築基準法施行令の一部改正が施行され エレベーターの定期検査が変わりました。

平成 21 年 9 月 28 日施行「建築基準法施行令の一部改正」(以下新法という)に伴い、定期検査内容が追加・変更され、平成 22 年 3 月 28 日から実施されました。

これにより、既存エレベーターの定期検査においては、「既存不適格」と指摘される項目が増えることとなります。



定期検査における「既存不適格」とは？

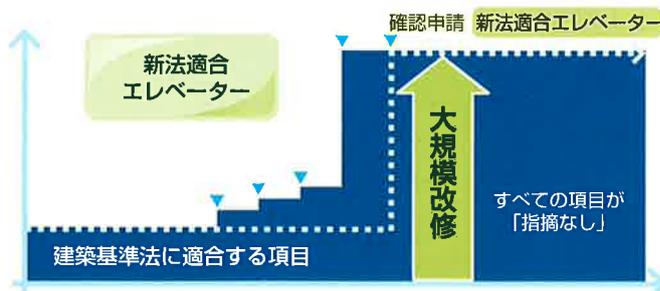
建築基準法第 12 条に定める定期検査においては、最新法令と照らし合わせて判定を行います。このため、確認申請を行った以降に法令の改正があった場合は、新しい法令による規定(改正項目)について、「既存不適格」との判定がなされます。

ただし、確認申請を行った時点の法令に基づいて建築された建築物(含むエレベーター)には、その後に定められた法令の規定がおよばないこと(遡及しないこと)が、建築基準法の第 3 条に定められているため、違法性を示すものではありません。

「既存不適格」項目を「指摘なし」に改修する方法

A 確認申請を伴う大規模改修を実施する

確認申請を伴う大規模改修を実施し、最新法令に適合する機器に更新する方法です。

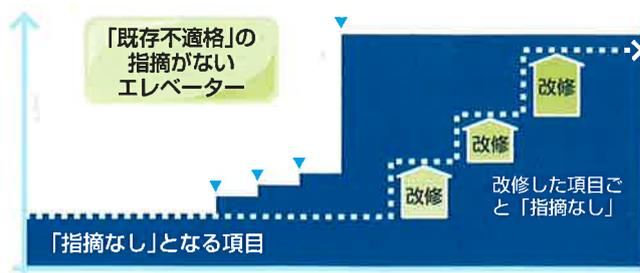


この場合、当該行政庁による確認申請および完了検査が必要となります。

これらに合格することによって、最新法令に適合したエレベーターと法的に認められ、「既存不適格」はすべて「指摘なし」になります。

B 「既存不適格」の指摘を受けた項目ごとに改修する

「既存不適格」の項目ごとに改修を実施することで、定期検査において項目ごとに「指摘なし」にする方法です。



小規模な改修工事やリニューアルで「既存不適格」の項目ごとに改修を行うことも可能です。この場合、改修された項目が最新の法令に適合しているものであることを、昇降機検査資格者が定期検査により確認することで、「既存不適格」項目を「指摘なし」として、所有者から特定行政庁に報告することができます。

ただし、特に今回の新法対応においては、戸開走行保護装置(UCMP)が国土交通大臣の認定(大臣認定)であることが必要です。

平成21年9月28日

建築基準法施行令の一部改正が施行され、エレベーターの定期検査が変わりました。

建築基準法改正に対する安全装置と関連対策の代表的な事例をご紹介します。

平成21年9月28日施行の改正建築基準法施行令において、エレベーターの安全を強化する新しい基準が設けられました。この機会にぜひ、エレベーターの安全をより強化する安全装置や、対策の取付をご検討ください。特に、竣工20年を超えるエレベーターについては、リニューアルと同時施工をおすすめいたします。

既設エレベーターの状況により必要となる内容が異なりますので、詳細は当社社員におたずねください。

*確認申請を必要とするリニューアル工事の場合は、必ず本施行令対応の機器を採用いただく必要があります。

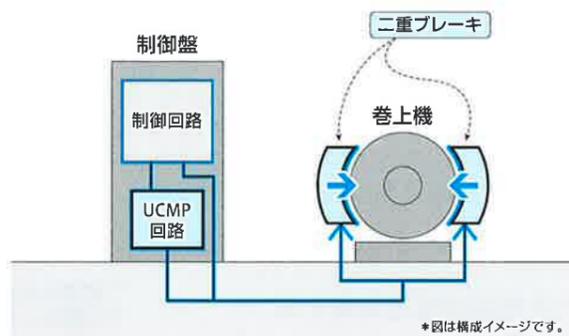
故障時でも確実にエレベーターを制止させて事故等を防ぐ

駆動装置・制御装置への二重の安全措置

□ 戸開走行保護装置 (UCMP) の設置

国土交通大臣認定品

戸開走行保護装置 (UCMP) は、以下の装置により構成され、運転制御回路やひとつのブレーキが故障状態にあっても、独立した回路で戸開走行を検出し、かごを制止させる装置です。本装置は、国土交通大臣の認定を取得した構造とする必要があります。



● 二重ブレーキ巻上機

通常運転時、および戸開走行検出時においても、2つの機械的に独立したブレーキ装置により制動力を確保します。

● 制御盤 (UCMP回路内蔵)

運転制御回路やブレーキのうちのひとつが故障状態にあった場合でも、独立した回路で戸開走行を検出し、かごを制止させます。

- かごの戸スイッチ
- 乗場の戸スイッチ
- 特定距離感知装置
- かごエプロン

*既設の状況により対策が異なります。

本機器の設置をご検討ください。

*既設のエレベーターを改造して、戸開走行保護装置 (UCMP) を取付ける場合は、既設機種等によって対応できない場合があります。詳しくは、当社社員までお問い合わせください。

地震発生時に確実に乗客を退避させるために

地震時管制運転装置と予備電源の設置

□ 地震時管制運転装置の設置

初期微動 (P波) および本震 (S波) を感知し、管制運転により最寄り階に停止させて乗客の安全を図るとともに、機器の損傷を防止します。



● P波センサ付 地震時管制運転装置

本機器の設置をご検討ください。

□ 予備電源の設置

停電が発生した場合でもエレベーター内に閉じ込められないよう、予備電源を設け、最寄り階に着床させます。



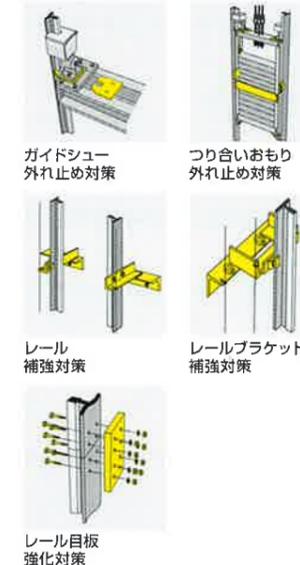
- 停電時自動着床装置 MELD (メルド)
- 自家発時管制運転装置 OEPS
- 省エネ形停電時自動運転装置 (エレセーブ)

上記いずれかの機器の設置をご検討ください。

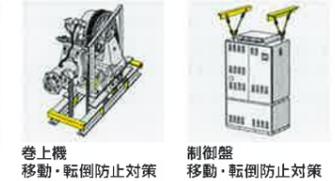
エレベーターの安全性をさらに高めるための強化対策

安全性・耐震性を高める構造・装置等の追加

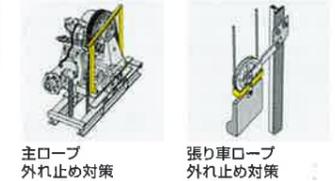
□ 脱レール防止措置



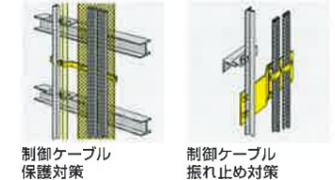
□ 駆動装置・制御器の転倒・移動防止措置



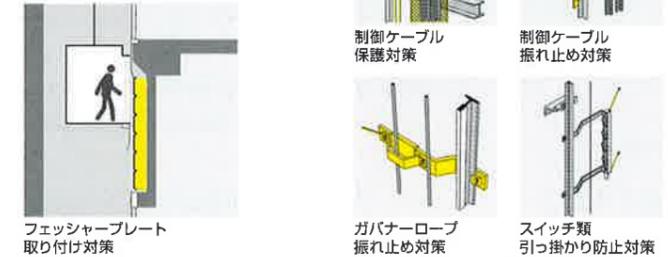
□ ロープ滑車溝外れ防止措置



□ 昇降路内突出物の保護措置



□ かご内から昇降路への転落防止措置



以上の対策をご検討ください。

昇降路高さが60mを超える場合は、上記対策の他に、ロープ、制御ケーブル等の「引っ掛かり防止措置」を施工する必要があります。

【その他の法改正】

下記の対策について、詳しくは、当社社員にお問い合わせください。

- かご内の人・物による衝撃に対して安全なかごの構造
- かご内の人・物が、かご外の物に触れるおそれのない構造
- 昇降路外の人・物が、かご・つり合いおもりに触れるおそれのない構造、および出入口の基準
- 昇降路外の人・物が、昇降路内に落下するおそれのない出入口の施設装置の基準
- 過荷重検知器 (秤装置) の動作基準
- かごの非常救出口および昇降路の点検口基準
- 緩衝器の基準 (直結油圧エレベーターの場合)

*上記の対策は、既設の状況により内容が異なります。

*既設対応済みの対策であっても、基準を満たさない場合は、対策を必要とします。

建築基準法施行令の一部を改正する政令の概要

平成20年9月19日公布：「建築基準法施行令の一部を改正する政令」(政令第290号)

【戸開走行保護装置関係】

第129条の10 第3項 第一号	〔エレベーターの戸開走行保護装置について〕 ・制御器(運転制御回路等)及び駆動装置(ブレーキ等)のうちひとつが故障状態にあったとしても、独立した回路で戸開走行を検出し、かごを制止させる装置を設置する。 (1) 待機型二重系ブレーキまたは常時作動型二重系ブレーキが必要。 (2) 戸開走行保護装置は挟まれ防止クリアランス100cm以上、転落防止クリアランス11cm以下を確保できる制動能力が必要。 (評価基準書による)
------------------	--

【耐震基準関係】

第129条の4 第3項 第三号 (H20年告示 1494号)	〔エレベーターの構造上主要な部分について〕 ・地震時の脱レール防止を目的とした係り代の規定。
第129条の4 第3項 第四号 (H20年告示 1498号)	〔エレベーターの構造上主要な部分について〕 ・滑車部分のロープ外れ止め構造の規定。
第129条の7 第1項 第五号 (H20年告示 1495号)	〔エレベーターの昇降路の構造について〕 ・地震時のロープ、ケーブル類の引っ掛かり防止の構造方法の規定。
第129条の8 第1項 (H21年告示 703号)	〔エレベーターの駆動装置及び制御器について〕 ・エレベーターの駆動装置・制御器が地震時に移動・転倒しない方法の規定。
第129条の10 第3項 第二号 (H20年告示 1536号)	〔地震時管制運転装置の設置義務付けについて〕 ・(地震時管制運転装置)… 加速度を検知し、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、またはかご内の人がかごの戸を開くことができることとする装置。 ・感知器の設置位置・方法、加速度感知後の動作の規定。 ・加速度の検知後、その旨をかご内に見やすいところに表示すること。 ・地震時管制運転装置は、停電時においても作動するよう予備電源を有すること。

【かご・昇降路の構造関係】

第129条の6 第1項 第一号 第三号 (H20年告示 1455号)	〔エレベーターのかごの構造について〕 ・かごの壁(かごの戸)の強度は5cm ² の面に300Nの力が作用しても15mmを超える変形が生じない、または塑性変形が生じないものであること。 ・かごの照明は床面で50ルクス以上確保できること。 ★ 乗用エレベーターまたは寝台用エレベーターの場合、かごの天井の高さは、2m以上であること。 ・かごの戸のすき間は8mm以下であること。 ・出入口の戸は反転動作ができること。 ・引き戸の戸閉力は150N以下であること。 ★ かつ、かご内(壁・戸・床・天井)の全部または一部にガラスを用いる場合の適合条件について。
第129条の7 第1項 第一号 (H20年告示 1454号)	〔エレベーターの昇降路の構造について〕 ・昇降路の壁の強度は5cm ² の面に300Nの力が作用しても15mmを超える変形が生じない、または塑性変形が生じないものであること。 ・乗場の戸のすき間は、6mm以下であること。 ・引き戸の戸閉力は150N以下であること。 ★ 昇降路の壁(乗場の戸)の全部または一部にガラスを用いる場合の適合条件について。
第129条の7 第1項 第三号 (H20年告示 1447号)	〔エレベーターの昇降路の出入口戸の施錠装置について〕 ・昇降路の出入口の戸の昇降路内に面する部分に、施錠装置を設ける。 ・施錠装置は昇降路の出入口の戸が閉じた場合に、自動的・機械的に施錠すること。 ・かごが戸の位置に停止していない場合は、鍵を用いなければ昇降路外から開かないこと。

建築基準法施行規則第1条の3 (H20年告示 1461号)	〔確認申請図書について〕 ・確認申請図書に「保守点検内容」を追加する。 ・確認申請図書に「エレベーター、エスカレーター」の主要な支持部分の位置及び構造図を追加する。
----------------------------------	--

【施行日】 平成21年9月28日に施行されました。
注：★印の告示については、平成22年9月28日に施行されました。
*詳細につきましては、当社社員にお問い合わせください。

ビルを、まるごと、心地よくする。

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

<http://www.meltec.co.jp>

昇降機保守事業本部 〒116-0002 東京都荒川区荒川7-19-1(システムプラザ内) TEL(03)3802-9532
ビルソリューション営業本部 〒100-8910 東京都千代田区丸の内2-7-3(東京ビル内)……………TEL(03)3218-9460
北海道支社 〒060-0003 札幌市中央区北3条西4-1-1(日本生命札幌ビル内)…TEL(011)231-8060
東北支社 〒980-0013 仙台市青葉区花京院1-1-20(花京院スクエア内)…TEL(022)224-1222
関越支社 〒330-0845 さいたま市大宮区仲町1-110(大宮NSD内)……………TEL(048)650-1005
東関東支社 〒260-0015 千葉市中央区富士見2-3-1(塚本大千葉ビル内)……TEL(043)215-8603
東京支社 〒116-0002 東京都荒川区荒川7-19-1(システムプラザ内)……………TEL(03)3803-7319
横浜支社 〒220-8114 横浜市西区みなとみらい2-2-1-1(ランドマークタワー内)…TEL(045)224-2060
北陸支社 〒920-0031 金沢市広岡3-1-1(金沢パークビル内)……………TEL(076)234-0002
中部支社 〒450-6045 名古屋市中村区名駅1-1-4(JRセントラルタワー内)…TEL(052)388-1113
関西支社 〒530-6018 大阪市北区天満橋1-8-30(OAPタワー内)……………TEL(06)6355-6010
中国支社 〒730-0037 広島市中区中町7-22(住友生命平和大通りビル内)……TEL(082)248-1088
四国支社 〒760-0017 高松市番町1-6-1(住友生命高松ビル内)……………TEL(087)822-6060
九州支社 〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25(キャナルシティビジネスセンタービル内)……TEL(092)272-5300
印刷物の内容は、改良のため予告なく変更することがあります。また色調は印刷のため、実物とは異なる場合がありますので、予めご了承ください。



当社は、全社において、環境マネジメントシステムISO14001に関する認証取得をしています。

お問い合わせは

〈当社の個人情報の取り扱いについて〉

お客様の個人情報は適切に管理し、お客様との契約の履行に伴い利用します。また、当社が取り扱うサービス・商品の紹介等、お客様に有益で適切な情報を提供するために、お客様の個人情報を利用します。なお、この目的のために、お客様の個人情報の一部を業務上関連する会社へ提供する場合があります。